

特定非営利活動法人 野馬土
「cafe 野馬土」の利用規程

(利用申込の方法)

第1条 利用希望者は、希望する月日の1週間前までに代表理事に所定の申込用紙を提出しなければならない。

(施設利用の順位)

第2条 利用の順位は、申込順とする。

(利用料)

第3条 原則として、施設の利用料を下記の表のとおりとする。

時間	1時間
料金(一般)	350円
料金(高校生以下)	150円

ただし、冷暖房使用時は利用額の20%が加算される。

(受託料の徴収)

第4条 利用料は現金決済とする。

(利用時間)

第5条 利用可能時間は原則としてcafe 野馬土の営業時間(午前11時から午後3時)を除いた、午前9時から午前11時までと午後3時から午後5時の間とする。

ただし、cafe 野馬土の店休日については原則として午前9時から午後5時までとする。

(施設破損の場合の責任)

第6条 建物、設備、備品等を破損させた場合、利用者が費用を弁済しなければならない。

附則1 この規程に定めていないものは、野馬土理事会が決定する。

2 この規程は、2018年8月1日に発効する。

Café 野馬土利用申込書

特定非営利活動法人 野馬土

代表理事 三浦広志殿 杉和昌殿

2019年 月 日

住所 _____

TEL _____

氏名 _____ 印

利用希望日程・利用内容

利用月日	月 日
利用時間	時 分 ~ 時 分
利用予定人数	人
利用内容	

受託		連絡	
受託決定 年月日	2019年 月 日	連絡済 年月日	2019年 月 日
承認・決定 (印)	代表理事 三浦広志 印	連絡者 (印)	印
請求金額	円	受領月日	月 日